公告 第 32 号
令和8年10月30日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊札幌駐屯地
北部方面会計隊本部業務科長　森本　賢

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6LW71K300110	6MP01AM0081 0001		21

品名　または　件名
除雪車借上
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
2.00	UN						

納地または工事場所	引渡場所
陸上自衛隊札幌駐屯地	札幌駐屯地業務隊　管理官倉庫
搬入場所	納期または工期
札幌駐業　須藤曹長　３８７１	令和8年12月1日（火）～令和9年3月31日（水）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊札幌駐屯地　北部方面会計隊本部　業務科契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所　：令和8年11月16日（月）9時00分　第１０４号隊舎３階「会計隊本部会議室」

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
適用する契約条項
駐屯地標準契約書「賃貸借契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

その他別紙のとおり

別　紙

1　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
（2）契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（3）全省庁統一資格の年度は令和７・８・９年度とし、北海道地域に競争参加資格を有する者
（4）付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
（5）「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾し、厳守する者

2　保証金等に関する事項

（1）入札保証金
　免除する。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
（2）契約保証金
　免除する。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

3　入札の無効

（1）第１項に示す競争参加に必要な資格のない者のした入札
（2）入札に関する条項に違反した入札
（3）入札時間に遅れた者の入札
（4）電報・電話及びＦＡＸによる入札
（5）入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
（6）暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合、または誓約に反する事態が生じた場合

4　契約書の作成

落札者は落札決定後に関係法令に従い、遅滞なく契約書等を作成する。

5　落札決定方式

（1）総額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
（2）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。（消費税相当額に１円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

6　その他

（1）契約の成立時期については、契約書等に双方が記名押印したときとする。
（2）入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札会場にて提出すること。
（3）代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
（4）入札者は、入札書下部等余白に下記内容を承諾のうえ記載すること。
　【当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記件名の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。】

（５）郵便（配達証明のものに限る。）等による場合は、事前に北部方面会計隊本部業務科契約班（担当：熊谷）に入札書の送付の旨を電話連絡するものとし、封筒は二重にして内封筒に入札書を入れ「○○（入札件名）入札書在中」と明記し封印をするとともに、別に資格審査結果通知書（写）を同封し、入札日の前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前日直近の開庁日）**１６時までに**、（７）の問合せ先へ必着すること。

（６）再度入札の必要が生じた場合は直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は別途執行日時を示して後日執行する。

（７）入札に関する問合わせ先

陸上自衛隊札幌駐屯地　北部方面会計隊本部業務科契約班　担当：熊谷

ＴＥＬ　０１１－５１１－７１１６　内線４４６０

ＦＡＸ　０１１－５２１－３００６

（８）仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊札幌駐屯地業務隊　補給科補給班　担当：須藤

ＴＥＬ　０１１－５１１－７１１６　内線　３８７１

（９）入札執行場所には１５分前から入室可

７　公告掲示場所等

（１）公告掲示場所

陸上自衛隊札幌駐屯地

北部方面会計隊ホームページ http：//www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/

（２）公告掲示期間

令和８年１０月３０日～令和８年１１月１６日

（３）「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」提示場所

陸上自衛隊札幌駐屯地北部方面会計隊本部業務科契約班、北部方面会計隊ホームページ

付紙

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

１　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

２　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

４　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

（１）　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合　ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合　ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　（１）及び（２）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（１）又は（２）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6LW71K300110

NO	調達要求番号 / 品名 / 部品番号 または 規格 / 使用器材名	物品番号			単位	数量 / 仕様書番号	単価	金額	銘柄 / 使用期限等 / グループ	納地 / 引渡場所 / 搬入場所 / 納期	指定 / 検査 / 包装
1	6MP01AM0081	0001			UN	2.00				陸上自衛隊札幌駐屯地	
	除雪車借上									札幌駐屯地業務隊　管理官倉庫	
	仕様書のとおり									札幌駐業　須藤曹長　３８７１	
						21				令和8年12月1日～令和9年3月31日	
				- 以 下 余 白 -							

仕　　様　　書

仕様書番号	役務名		作成年月日	令和8年7月24日
21		除雪車借上	作成部隊	札幌駐屯地業務隊
			作成者	曹長　須藤　雪夫

1　適用範囲
　この仕様書は、札幌駐屯地業務隊で調達する「除雪車借上」について適用する。

2　使用場所及び数量
　陸上自衛隊札幌駐屯地：２台

3　除雪車の規格
　小型ホイールローダー（キャブ付）
　バケット容量０．４㎥程度　　参考（日立ＺＷ３０、クボタＲ４３０Ｅ等）

4　除雪車の借上期間（１２１日）
　納品：令和８年１２月１日（火）０９００
　返品：令和９年３月３１日（水）１６００

5　具備すべき用件
(1)　借上車両の納品・返却の運搬は、業者負担とする。（搬入場所については現地指示）
(2)　製造７年以内の器材に限る。
(3)　タイヤチェーンは４輪とも装着（チェーン引張機も含む。）し、チェーンの内径が２／３以上残存しているものを取り付ける。（１／３以上磨耗しているチェーンは不可）
(4)　期間中のオイル等メンテナンス（定期整備・部品交換）については業者負担とする。
(5)　契約金額には、車両レンタル料金の他、保険、免責補償金額を含むものとする。

6　保険補償額
　借上車両には、自動車損害賠償責任保険のほか、次の保険補償内容を最低限具備していること。
(1)　対人補償　　１名につき無制限（自賠責保険を含む。）
(2)　対物補償　　１事故につき無制限（免責額０円）
(3)　車両補償　　１事故につき時価額（免責額０円）

7　納入時における駐屯地内での着意事項
(1)　納入作業に伴う既存施設の損傷及び火災事案については、役務請負業者の責任とする。
(2)　設置及び許可された場所以外への無断立入は厳禁とする。
(3)　その他、官側の諸規則、指示に従い遅延なく納入するものとする。

8　借用期間中、器材の故障整備は、官側の故意又は重大な過失によるもの以外は、請負業者が実施するものとする。

9　検査
　本仕様書に基づき、検査官立会いの上検査を実施し、受領書・納品書をもって引き渡すものとする。

10　その他
　仕様書の内容に相違ある場合や、明示がない又は疑義が生じた場合には、すべて担当官と協議するものとする。

※　担当者　札幌駐屯地業務隊補給科補給班　須藤曹長
　ＴＥＬ　０１１－５１１－７１１６（３８７１、４０４１）
　ＦＡＸ　０１１－５２１－３００６